

第 3 編 風水害等編

第1章 災害予防計画（風水害等編）

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による町土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治水計画

1 現況

本町には、重要水防区域として2つの河川が指定されている。

河川名（左右岸別）	重要水防区域		
	場所	延長	種別
	（旧大字等）	（m）	
小波津川	西原町池田	3.7	溢水
兼久川	西原町桃原	1.9	溢水

また、本町は毎年襲来する台風による豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。

2 対策（実施主体：建設部土木課）

- (1) 住宅密集地区に係る河川等については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。
- (2) 河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

3 浸水想定区域の指定と周知（実施主体：総務部生活環境安全課、土木課）

(2) 町の役割

ア 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設（以下「避難行動要支援者等利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 町は、町地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等及び避難行動要支援者等利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難判断水位到

達情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 町は、町地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の避難行動要支援者等利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防事業

1 危険箇所

町内には、急傾斜地や急勾配の溪流、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が22箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、4箇所ある。

2 対策（実施主体：建設部土木課）

町は、県と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域の防災対策を講じる。

第2款 警戒避難体制の整備

1 監視装置等の整備等

(1) 土砂災害警戒区域（建設部土木課、総務部生活環境安全課）

ア 町は、警戒区域ごとに情報伝達等の伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法及び避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町地域防災計画に定め、町民に周知するよう努めるものとする。

第3節 高潮等対策計画

1 港湾整備事業

港湾、漁港等は管理区分によって県又は町が、それぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

第4節 建築物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発対策（実施主体：建設部都市整備課）

町は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進（実施主体：建設部都市整備課）

町は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策（実施主体：建設部都市整備課）

町は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部関係課）

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画

1 不燃化耐震性建造物の建築促進（実施主体：建設部都市整備課）

(1) 建築物の耐震、不燃化促進

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等は各種制度の説明、技術的相談に応ずる等不燃化耐震性建造物の建築を促進するよう指導する。特に、町等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

(2) 火災予防

ア 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入し、又は勤務する学校、工場、事業所等においては、自衛消防隊の結成指導、訓練計画の指導及び消防用設備等の取り扱いの指導と訓練実施の促進を図る。

イ 予防活動

春と秋の防火運動期間には、町民に防火意識の向上を図るため、消防訓練と避難訓練の実施及び予防査察を実施するほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

ウ 危険物の火災予防

町内の危険物貯蔵施設の位置、構造、設備の検査及びこれを取扱う従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

2 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部生活環境安全課）

町は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

第6節 危険物等災害予防計画

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第1款 危険物災害予防計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、沖縄県警察等）

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学消防機材の整備

消防機関に化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、沖縄県警察等）

1 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

町は、県の協力のもと、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- (1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物によって町民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第7節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：建設部上下水道課）

1 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

2 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：建設部上下水道課）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

第8節 ガス施設災害予防計画

第1款 都市ガス災害予防計画（実施主体：沖縄ガス株）

沖縄ガス株は、都市ガスの事故防止対策とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

このため、都市ガス施設の大規模事故や風水害の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災計画を定期的に検証し、見直を実施する。

第2款 高圧ガス災害予防計画（実施主体：関係部局、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、町、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

4 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第9節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、医療機関）

町、医療機関は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 町における予防計画

町は、地震・津波編・第2節・第1款の16に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

第10節 不発弾災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民一般に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾の処理は、概ね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

ア 発見者は最寄りの交番又は浦添警察署に通報し、浦添警察署は県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

エ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(エ) 小型砲弾等爆破処理可能な不発弾については、適当な場所を選定のうえ上記と同様に現地対策本部を設置して陸上自衛隊により爆破処理を実施する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、中城海上保安部へ通報し、それを受けて県知事又は港湾管理者から、海上自衛隊沖縄基地隊への処理要請を行う。

イ 危険度が少なく移動可能なものは、水中処分隊により回収撤去する。

ウ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

エ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び町民等の立ち入りを規制する。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

第11節 文化財災害予防計画

（実施主体：教育委員会）

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。

また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 町教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (3) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (4) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第12節 農業災害予防計画

（実施主体：建設部産業観光課・土木課）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

1 土砂崩壊防止整備事業

土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 農地保全整備事業

町は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

4 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

町は、地域農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、町は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

ア 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

町は、地域農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第13節 食料等備蓄計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

町は、地震・津波編 第4節 2の(2)に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第14節 水防、消防及び救助施設等整備計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部土木課、東部消防組合）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、町は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

3 流出危険物防除資機材

町、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第15節 避難誘導等計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、町、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 町の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 町民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定
- キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

町は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- オ 町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

(2) 広域避難場所等の指定

ア 町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- (ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- (イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- (ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- (エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。

イ 町は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第16節 交通確保・緊急輸送計画

（実施主体：建設部土木課、浦添警察署）

地震・津波編 第4節 2の(4)に定める地震・津波対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第17節 避難行動要支援者安全確保体制整備計画

（実施主体：福祉部こども課・健康支援課・福祉保険課）

地震・津波編 第4節の6に定める対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも避難行動要支援者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の避難行動要支援者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第18節 台風・大雨等の防災知識普及計画

（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

地震・津波編 第3節に定める対策のほか、町及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への町民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本町に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

気象台、町は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に行い、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

町は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

町は、町内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

町は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に行い、災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、町において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため町等が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、町において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

第19節 防災訓練計画

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するものとし、町において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 消防訓練

(1) 消防活動訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防関係機関合同により地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

2 防災訓練

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び地域住民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

ア 実施時期

毎年4月～10月の適当な時期に行うものとする。

イ 実施場所

毎年、過去の災害の状況等を考慮し、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関等

防災関係機関、地域住民

エ 訓練の種目

訓練の種目は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (ア) 避難訓練 | (イ) 消火訓練 |
| (ウ) 重機車両配置訓練 | (エ) 水防訓練 |
| (オ) 安否情報訓練 | (カ) 交通整理訓練 |
| (キ) 救出、救護訓練 | (ク) 避難所設営訓練 |
| (ケ) 道路障害物除去訓練 | (コ) たき出し訓練 |
| (サ) ボランティア編成派遣訓練 | (シ) 防疫訓練 |
| (ス) 輸送訓練 | (セ) 通信訓練 |
| (ソ) 流出油防除訓練 | (タ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練） |
| (チ) その他必要と認める訓練 | |

オ 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該

防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 職員参集訓練

職員の本部、各地区の非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、交通用具等を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えて職員の参集訓練を実施する。

(3) 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第20節 自主防災組織育成計画

（実施主体：総務部生活環境安全課）

地震・津波編 第3節の第3款に定める地震・津波対策のほか、町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第21節 災害ボランティア計画

（実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、環境生活部、教育委員会、県関係各課、市町村、社会福祉協議会）

地震・津波編 第4節の5に定める地震・津波対策のほか、町及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に町内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

なお、町本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

1 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置

災害対策本部(以下「本部」という。)は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発令され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。
- エ 県の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

2 本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて統括班長を本部長とした災害警戒本部を、次の基準で設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等が発令されたのに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

(2) 災害対策準備体制

沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するお

それがあある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、生活環境安全課職員等による災害対策準備体制をとるものとする。

- 3 本部は、町役場庁舎内に設置する。災害により町役場庁舎が使用できない場合は、東部消防西原分署内に設置する。
- 4 本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- 5 本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び町民に対し、次により、通知公表するものとする。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
統括班班長	各班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政対策班班長	報道機関	〃
〃	町民	テレビ・ラジオ・広報車による広報 その他迅速な方法

6 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- (2) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (3) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。
 1. 副町長 2. 教育長 3. 総務部長
- (4) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ その他本部長が必要と認める事項
- (5) 本部の組織編成及び所掌事務は、別表1及び別表2のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。

7 災害対策の動員

- (1) 配備の指定及び区分
 - ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
 - イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 〈災害対策準備体制〉	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 当町域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく態勢をとる。
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1 相当規模の災害が発生した場合	1 全職員が配置につく。

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各対策班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に統括班班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、統括班班長が行う。
- ウ 統括班班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(4) 自主参集基準

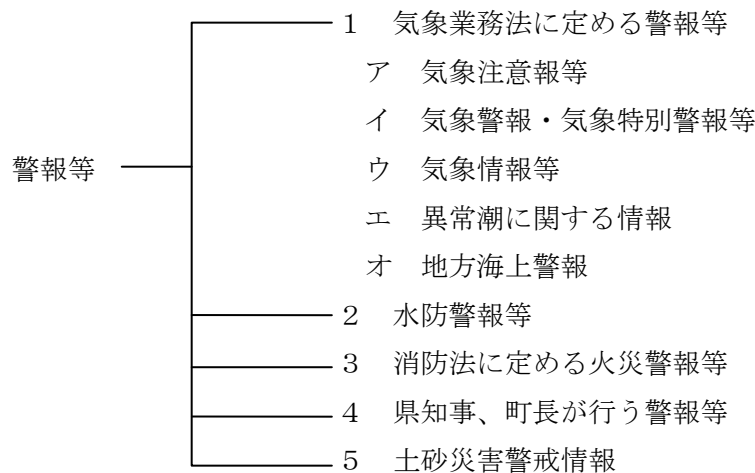
各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

（実施主体：統括班）

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う。

イ 気象警報・気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う。また、重大な災害が起こるおそれが著しくある場合は「特別警報」を発表する。

ウ 気象情報等

気象の予報等に関し警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/ s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大 型	500km 以上 800km 未満	強	い 33m/s 以上 44m/s 未満
超 大 型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

エ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

- (ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称
 - ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
 - ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウ 海上警報なし（英文 NOWARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は 継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホウ 海上濃霧警報（英文 WARNING）	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カイジ ヨウカセケイホウ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.1m/s (28 以上～34 ノット未満)
カイジ ヨウキョウフウケイホウ 海上強風警報（英文 GALEWARNING）	最大風速が 17.2～24.4m/s (34 以上～48 ノット未満)
カイジ ヨウホウフウケイホウ 海上暴風警報（英文 STORMWARNING）	最大風速が 24.5～32.6m/s (48 以上～64 ノット未満)
カイジ ヨウタイフウケイホウ 海上台風警報（英文 TYPHOONWARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知

事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

（注）現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

町は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、町地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、町民、避難行動要支援者関連施設の管理者等へのはん濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

町域を対象として町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの町の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

(4) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、町民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

沖縄気象台及び県は、大雨警報発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び避難行動要支援者関連施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
洪水 //		
強風 //	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村
波浪 //		
高潮 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
火災警報	町長	町
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東島地方気象台を除く)	町

3 気象警報等の伝達

- (1) 気象警報等の伝達系統図
編末図－1に示す。
- (2) 火災警報等の伝達系統図
編末図－2に示す。
- (3) 地方海上警報等の伝達系統図
編末図－3に示す。
- (4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図
編末図－4に示す。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

- (1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地震に関する事項	火山関係 噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等

事項	現象	
	火山性異常現象	①噴気噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	ひん発地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	
		著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図

編末図－5に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報する。

ウ 通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 災害通信計画

（実施主体：統括班、企画財政対策班）

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

（実施主体：統括班）

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章の「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

（実施主体：企画財政対策班）

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、町における災害広報については、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- (ア) 用語の解説、情報の取得先、町民等のとるべき措置
- (イ) 台風・気象情報
- (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- (エ) 警報
- (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- (ク) 公共交通機関の運行状況
- (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- (コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- (ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- (ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (イ) 医療機関の状況
- (ウ) 感染症対策活動の実施状況
- (エ) 食料、生活必需品の供給予定
- (オ) 災害相談窓口の設置状況
- (カ) その他町民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

（実施主体：統括班）

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章の「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

（実施主体：統括班）

大規模災害発生時において本町単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章の「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（統括班）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

町は、町風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の町民及び避難行動要支援者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水（特別）警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により町民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	町民に求める行動	判断基準
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 はん濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備 ・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 はん濫注意水位を超えるとき

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、町民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危

険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所（統括班）

避難先は、町風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

4 避難誘導（消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、避難行動要支援者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

5 避難所の開設・収容保護（税務対策班、教育対策班）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 観光客等対策計画

（実施主体：産業対策班・企画財政対策班）

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

（実施主体：福祉対策班、産業対策班）

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第10節 避難行動要支援者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第11節 水害対策計画

この計画は、水防法、災害対策基本法の主旨に基づき、河川、海岸等における洪水、高潮及び津波等の水害から町民の生命、身体及び財産を守ることを図るものとする。

1 実施責任者

- (1) この計画による実施は、町長が行う。
- (2) 担当は、土木対策班とする。

2 水害対策組織と機構

- (1) 沖縄気象台より洪水、豪雨、高潮及び津波のおそれがある気象予警報（以下「気象予警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は水害対策本部長（町長）が必要と認めたときからその危険が解消するまで水害対策本部を設置する。

ただし、西原町災害対策本部が設置されると水害対策組織は解消し、本部の組織に統合されるものとする。

- (2) 水害対策本部連絡会議

水害対策本部に連絡協議会をおき、本部長、副本部長、本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

3 連絡協議において協議すべき事項

水害対策全般に関する重要な事項

4 本部の事務分担

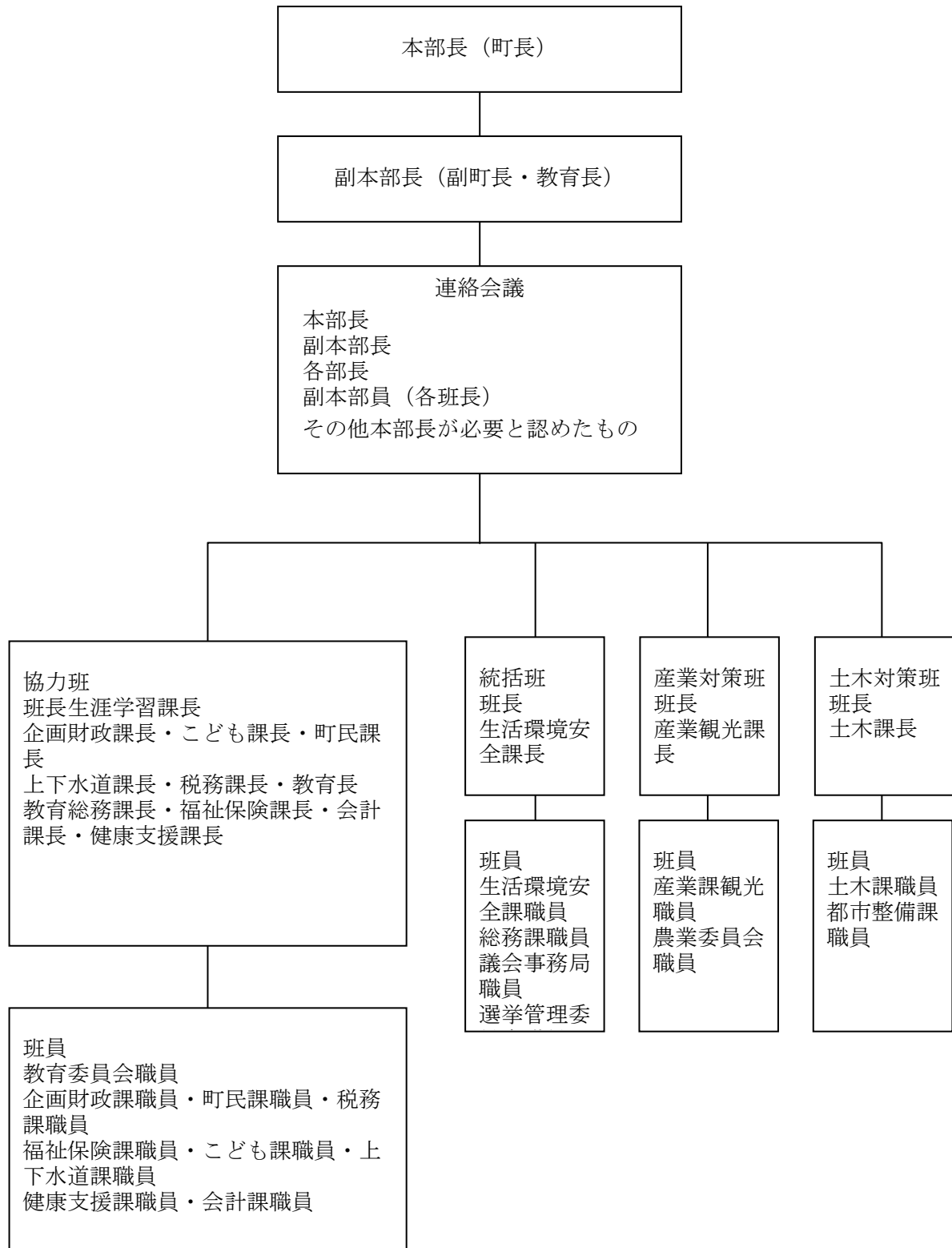
水害対策本部の事務分担は、下記のとおりであるが、この事務分担で定める者は、同節の主旨における責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の変化に注意し水害対策に支障のないように努めること。

- (1) 本部長 町長
- (2) 副本部長 副町長、教育長
- (3) 各班は、西原町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、土木対策班の所掌事務は次のとおりとする。

- ア 連絡会議に関すること。
- イ 水害に関する気象予警報等の受理、伝達に関すること。
- ウ 災害情報の受理、伝達に関すること。
- エ 水害対策本部の連絡調整に関すること。
- オ 必要と認めるときは、統括班班長への報告に関すること。

西原町水害対策本部組織及び編成



5 水害対策非常配備

平常勤務から水害対策非常配備態勢への切換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備する。

(1) 水害対策非常配備の種類

（第一配備態勢）

気象予警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。

（第二配備態勢）

水害対策事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。

（第三配備態勢）

情報を総合判断して、第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水害対策態勢のために所属人員全員を配備につかせる。

(2) 非常登庁

水害対策本部員は、常に気象予報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われる場合は、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

6 水害対策巡視

土木対策班は、気象予警報その他の方法により、異常気象による危険発生のおそれがあることを知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸及び港湾等の巡視を実施しなければならない。

7 水位及び潮位の通報

土木対策班は、海岸、港湾等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位2m）に達したときは、直ちに各班に通報し、出動態勢をとらなければならない。

第12節 消防計画

（実施主体：消防対策班）

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章の「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第13節 救出計画

（実施主体：消防機関）

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章の「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

（実施主体：健康支援対策班、消防対策班）

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章の「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第15節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は町長が行う。担当は土木対策班とする。

2 輸送方法

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法より行う。

ア 町有車両の掌握管理は、統括班とする。

イ 各班長は、車両を必要とするときは、統括班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

(ア) 輸送日時及び輸送区間

(イ) 輸送対象の人数、品名及び数量

(ウ) その他必要な事項

ウ 統括班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は県及び関係機関に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節2-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上は、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送車両の表示

町長は、県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、県知事又は県公安委員会に申し出て緊急車両標章等の交付を受けるものとする。

4 町有車両現状

町有車両の保有状況は、次のとおりである。

（平成30年3月現在）

課名	車種									
	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	大型特殊車	二輪車	合計
総務課	6	4		2	3					15
こども課	1			1						2
土木課	2		1		1	2				6
教育委員会	2			3	1	3	1			10
上下水道課		5		2	1					8
議会事務局										
町民課										
税務課	2									2
福祉保険課	1									1
健康支援課	3				1					4
生活環境安全課						3				3
都市整備課	1	2								3
産業観光課	1		1			1				3
合計	19	11	2	8	7	9	1			57

第16節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章の「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。

- (2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第17節 治安警備計画

（実施主体：浦添警察署）

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章の「第16節 治安維持計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第18節 災害救助法適用計画

（実施主体：統括班）

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章の「第17節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第19節 給水計画

（実施主体：上下水道対策班）

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章の「第18節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第20節 食糧供給計画

（実施主体：福祉対策班）

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第2章の「第19節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第21節 生活必需品供給計画

（実施主体：福祉対策班）

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章の「第20節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第22節 防疫計画

（実施主体：健康支援対策班）

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生は、地震・津波編 第2章の「第21節 防疫計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第23節 清掃計画

（実施主体：統括班）

災害時における被災地のごみ処理、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章の「第22節 清掃計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第24節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画

（実施主体：統括班）

災害により死亡したと推定される者の搜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章の「第23節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第25節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

（実施主体：土木対策班、統括班）

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章の「第24節 障害物の除去計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第26節 住宅応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章の「第25節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第27節 二次災害の防止計画

（実施主体：土木対策班）

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章の「第26節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第28節 教育対策計画

（実施主体：教育委員会）

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章の「第27節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第29節 危険物等災害応急対策計画

（実施主体：統括班、消防機関）

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章の「第28節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第30節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場合において、関係機関が、緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、海上交通安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置

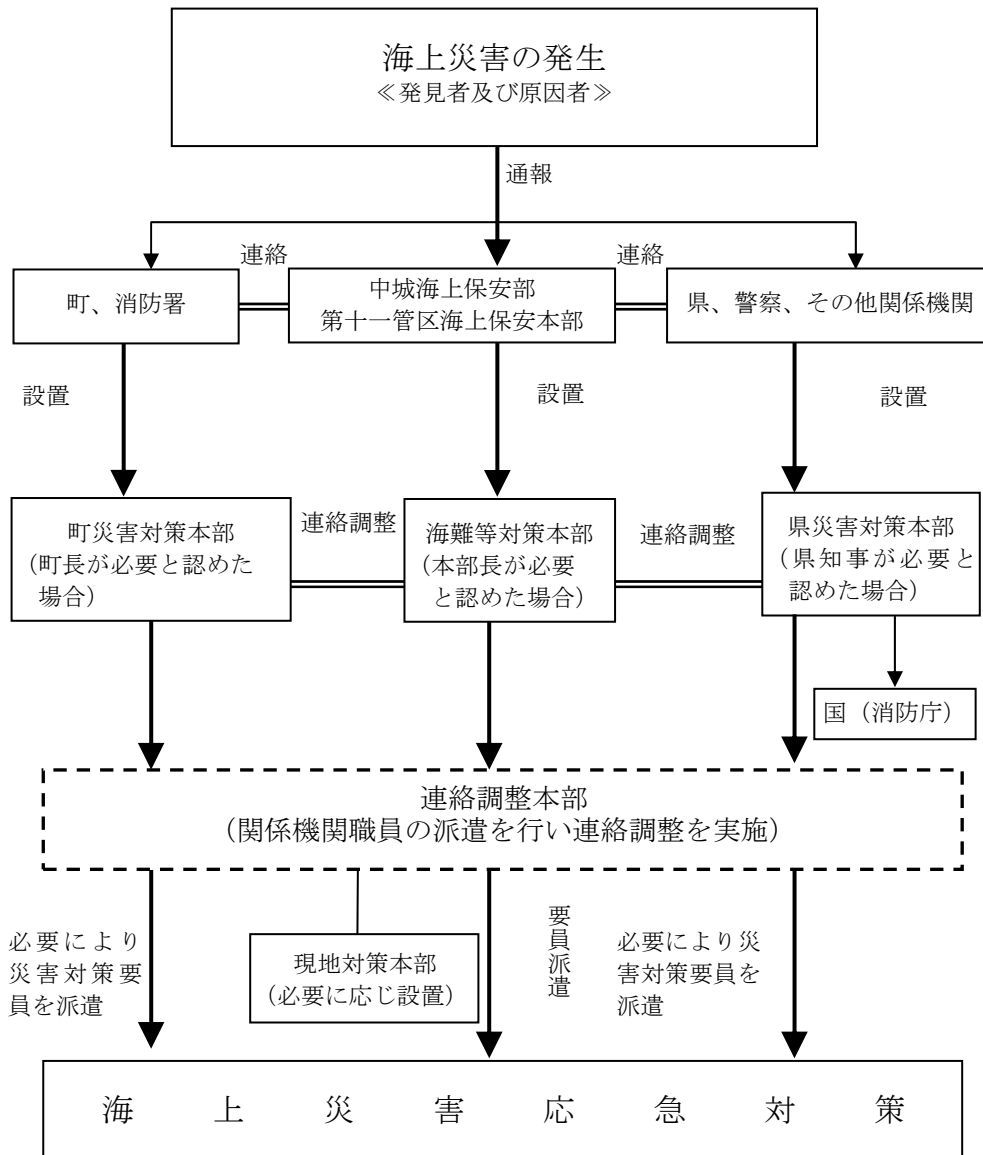
防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、中城海上保安部に連絡調整本部を設置し、西原町災害対策本部及び防災機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は連絡調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。なお、連絡調整本部の設置時期については、中城海上保安部に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

2 実施機関

- ア 第十一管区海上保安本部
- イ 中城海上保安部
- ウ 沖縄総合事務局
- エ 沖縄気象台
- オ 陸上自衛隊第一混成団
- カ 海上自衛隊沖縄基地隊
- キ 沖縄県
- ク 沖縄警察本部
- ケ 浦添警察署
- コ 西原町
- サ 日本赤十字社沖縄県支部
- シ 事故関係企業等
- ス その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 海上保安部の実施事項

中城海上保安部が実施する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは航行警報、

安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

ウ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想される時

- (ア) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）
- (イ) 船舶交通のふくそう状況
- (ウ) 船だまり等の対応状況
- (エ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- (オ) 港湾等における避難者の状況
- (カ) 関係機関等の対応状況
- (キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

- (ア) 海上及び沿岸部における被害状況
- (イ) 被災地周辺海域における船舶交通状況
- (ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- (オ) 石油コンビナートの被害状況
- (カ) 水路、航路標識の異常の有無
- (キ) 港湾等における避難者の状況
- (ク) 関係機関等の対応状況
- (ケ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階……避難期

- (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階……輸送機能確保期

- (ア) 上記(1)の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階……応急復旧期

- (ア) 上記(2)の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

その他の支援活動については、中城海上保安部と協議の上、実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油等の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船により、流出油等の

状況、防除作業の実施状況等を創作的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに、必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずるものとする。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請するほか、必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災対法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物載積船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

(14) 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等との連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は海内防止のため適切な措置を講ずるものとする。

イ 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

5 町の実施事項

(1) 災害防止

ア 災害発生のおそれがある場合、統括班は、現場を巡視し、必要な措置を講じる。また、応急対策の必要がある場合は、統括班長が、中城海上保安部に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

イ 消防対策班は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救出及び救護について中城海上保安部に協力して実施する。また、同部に協力し流出危険物の防除について応急措置を講じる。

(2) 油汚染事故対策

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により、海上保安庁長官から町長に対し、排出された油、有害液体物資、廃棄物その他の海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずる要請があった場合は、町が中心となって関係機関及びボランティアに協力を要請し実施する。また、資・機材については、協力者にも持参するよう求めるとともに、国、県等と連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

また、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第31節 労務供給計画

（実施主体：産業対策班）

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章の「第29節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第32節 民間団体の活用計画

（実施主体：統括班）

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章の「第30節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第33節 ボランティア受入計画

（実施主体：福祉対策班）

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章の「第31節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第34節 公共土木等施設応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第32節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第33節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第36節 農林水産物応急対策計画

（実施主体：産業対策班）

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第35節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第37節 道路事故災害応急対策計画

（実施主体：土木対策班）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第2章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画

この計画は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域等（以下「危険区域」という。）の警戒避難態勢を定めて被害を軽減し、町民の安全を図るものである。

1 防止区域の概況

(1) 危険区域の現状

危険区域は、第2章第1節4の別表2-1のとおりである。

(2) 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生が予想される。

2 組織及び所掌事務

第4章第1節組織、動員計画により、各班が緊密な連携の下に、危険区域の総合的応急対策を行うものとする。

3 情報の収集及び伝達

気象予警報及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第4章第2節気象予警報等の伝達計画、同第3節災害情報等の収集報告計画及び同第4節災害広報計画により、迅速かつ確実に行うものとする。なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、町民及び滞在者の数等とする。

4 降雨量の測定

沖縄気象台における雨量観測結果により、危険区域の警戒体制をとるものとする。

5 危険区域における警戒体制

(1) 警戒体制の基準雨量

区 分	基 準 雨 量	
第1 警報体制	大雨注意報	ア 1時間雨量 30mm 以上、ただし、総雨量が 80mm 以上
		イ 3時間雨量 40mm 以上、ただし、総雨量が 80mm 以上
		ウ 24時間雨量 100mm 以上
第2 警報体制	大雨警報	ア 1時間雨量 50mm 以上、ただし、総雨量が 120mm 以上
		イ 3時間雨量 80mm 以上、ただし、総雨量が 120mm 以上
		ウ 24時間雨量 200mm 以上
	大雨特別警報	ア 数十年に一度の降雨量となる大雨

(2) 警戒体制の内容

- ア 第1 警戒体制・・・危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
- イ 第2 警戒体制・・・町民等に対し、第4章第4節災害広報計画、同第5節避難計画により、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を行うものとする。

6 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、土木対策班が行うものとする。

7 避難及び救助

災害から町民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、第4章第5節避難計画により避難の勧告、指示等の処置を行うものとする。

なお、危険区域住民の避難場所は、同計画に定める避難予定場所とする。

8 その他

その他、危険区域の災害応急対策にあたっては、第4章各節に定める計画を総合的に運用し、万全を期するものとする。

第39節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
使用・処分	消防対象、土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
使用制限				
一時使用	土地	水防法第21条第1項	町長	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
使用	車馬、その他の運搬具、器具			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長	
収用	必要な物資			
管理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項	知事 (町長)	
使用	土地、家屋、物資			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者			
収用	必要な物資			
一時使用	他人の土地、建物その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	町長 警察官 海上保安官	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの			

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	従事命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助法による 救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令		
災害応急	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項	警察官海上保安官
		災害対策基本法第65条 第1項	
	順事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には令書の交付は、必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2、第28条、第36条）

ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合

イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(2) 設定権を有する者

ア 町長

イ 町長の委任を受けた町職員

ウ 警察官又は海上保安官

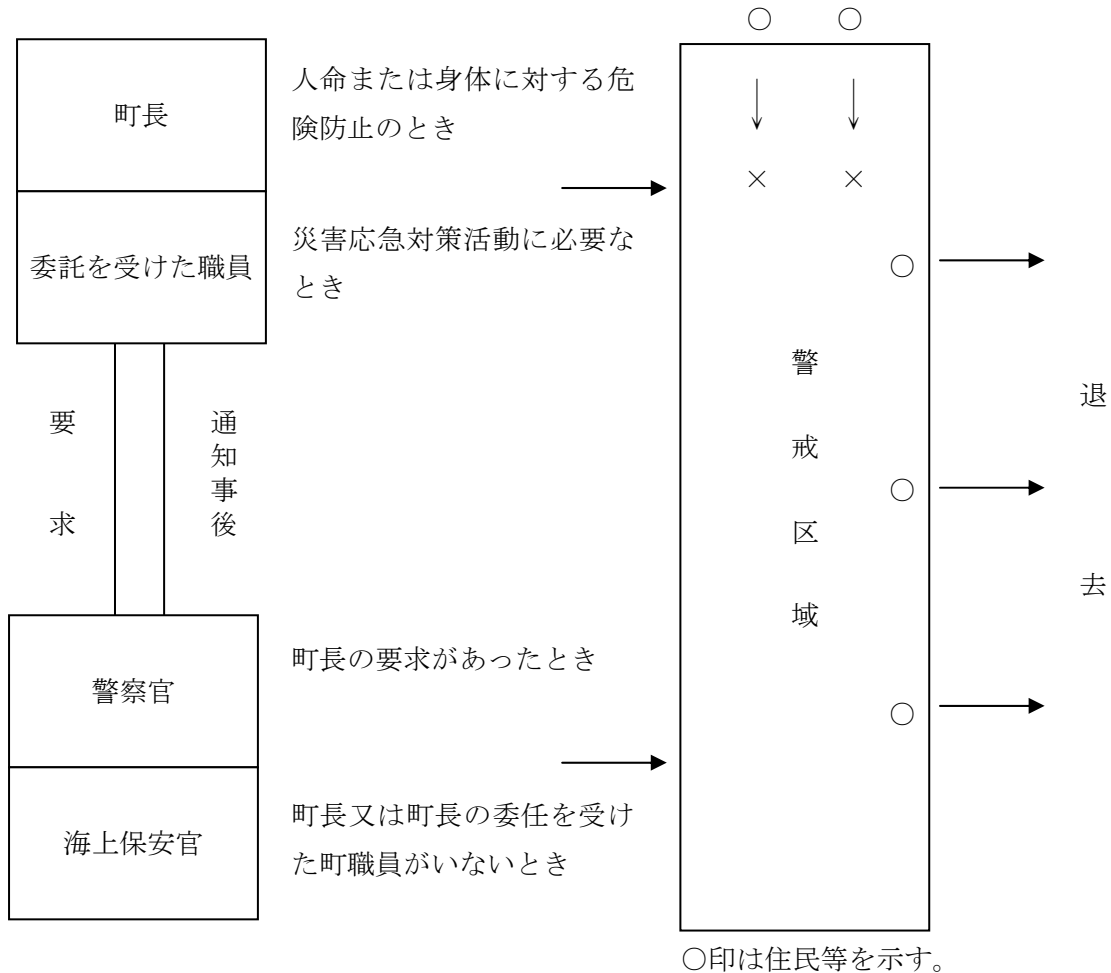
エ 消防長

オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立ち入りを制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限、禁止



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

第1節 公共施設災害復旧計画

（実施主体：関係部局）

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

（実施主体：総務部税務課、建設部土木課・産業観光課、福祉部こども課・福祉保険課・健康支援課）

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編第3章の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第3節 生活確保資金等融資計画

（実施主体：建設部産業観光課）

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章の「第4節 生活確保資金等融資計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

第4節 復興の基本方針

（実施主体：総務部生活環境安全課）

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章の「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。